主 文

被告が原告aに対して昭和五〇年一〇月三一日付でした停職六月間の懲戒処分が無 効であることを確認する。

その余の原告らの請求をいずれも棄却する。

訴訟費用中、原告aと被告との間に生じたものは被告の負担とし、原告aを除くそ の余の原告らと被告との間に生じたものは原告aを除くその余の原告らの負担とす る。

事 実

当事者の求める裁判

- 請求の趣旨
- 1 被告が原告らに対してした別紙目録記載の各懲戒処分は、いずれも無効である ことを確認する。
- 訴訟費用は被告の負担とする。 <u>2</u>
- 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。 2

当事者の主張

- 原告らの主張
- 原告らはいずれも公衆電気通信事業を営む被告日本電信電話公社の職員であ 昭和五〇年八月一八日当時、船橋電報電話局に勤務し、また、全国電気通信労 働組合(以下「全電通」という。)の船橋分会に所属しており、原告bは副分会 長、同 c 及び同 d は分会執行委員、同 e は分会青年会議議長、同 a 及び同 f は分会 青年会議運営委員の各役職にあつた。
- 被告は、原告らが日本電信電話公社職員就業規則(以下「就業規則」とい う。) 五九条三号及び同条一八ないし二〇号に該当する行為を行つたとして、原告 ら六名に対して、関東電気通信局長名をもつて、日本電信電話公社法三三条に基づき別紙目録記載のとおりの各停職の懲戒処分を行つた(以下「本件各停職処分」と
- 3 しかしながら、原告らは、正当な組合活動を行つただけであつて、被告の指摘 するような行為を行つていないから、本件各停職処分は何ら懲戒事由がないのにも かかわらずにされた違法、無効なものである。
- よつて、原告らは、被告に対し、本件各停職処分の無効であることの確認を求 4 める。
- 原告らの主張に対する被告の認否
- 原告らの主張1及び2は認める(但し、原告fの処分発令年月日は昭和五〇年 1 一〇月三一日である。)。
- 同3及び4は争う。
- 被告の主張
- 1 被告の船橋電報電話局(以下「船橋局」という。)は、線路庁舎のスペースが狭隘になってきたため、昭和四八年六月に新線路庁舎(「ラインマンハウス」とい うことがある。)の建設・移転を計画してこれを全電通船橋分会などに提案し、新 線路庁舎の建設を進めていたところ、同五〇年五月二七日に完成するに至り、同年 七月三一日に船橋局当局と分会との間で移転に伴う労働条件などについての合意が 成立し、同年八月一八日に新線路庁舎への移転を実施する旨決定され、移転準備が 進められた。
- 2 しかるに、右新線路庁舎への移転に反対していた原告らは、新線路庁舎への移 転を実力で阻止するため、右移転作業の行われる右同日に次のような行動に及ん だ。
- 原告りは、線路庁舎移転反対の実力行為を事前に計画指導したうえ、右同 日、部外者らを含む多数の者を自ら指揮して、局舎裏門を損壊突破し、構内に乱入して、ジグザグデモ、集会を指導し、座り込み、アジ演説、シュプレヒコールをし たほか、これを制止する管理者に体当たりをし、入口ドアを突き飛ばして共通事務 室に乱入し、再三の退去命令に従わず、管理者に罵声をあびせるなどして、同事務 室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。
- 原告dは、右同日、線路庁舎移転を実力で妨害するため、局舎裏門を損壊

突破して構内に乱入し、ジグザグデモの先頭に立つて指揮したほか、これを制止する管理者に体当たりし、入口ドアを突き飛ばして共通事務室に乱入し、再三の退去命令に従わず、管理者に罵声をあびせるなどして、同事務室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。

(三) 原告 e は、右同日、線路庁舎移転を実力で妨害するため、局舎裏門を損壊突破して構内に乱入し、笛、ハンドマイクでジグザグデモを指揮したほか、共通事務室に乱入し、再三の退去命令に従わず、ハンドマイクでシュプレヒコールの音頭をとるなどして、同事務室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。

(四) 原告aは、右同日、線路庁舎移転を実力で妨害するため、局舎裏門を損壊突破して構内に乱入し、笛を吹き、先頭に立つてジグザグデモを指揮したほか、共通事務室に乱入し、再三の退去命令に従わず、同事務室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。

(五) 原告 f は、右同日、線路庁舎移転を実力で妨害するため、局舎裏門を損壊突破して構内に乱入し、旗を持つて先頭に立つてジグザグデモを指揮したほか、共通事務室に乱入し、再三の退去命令に従わず、同事務室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。

(六) 原告cは、右同日、線路庁舎移転を実力で妨害するため、局舎裏門を損壊突破して構内に乱入し、ハンドマイクでシュプレヒコールの指揮をしたほか、共通事務室に乱入し、再三の退去命令に従わず、同事務室内を喧騒の状態に陥れて正常な業務の運営を妨げ、職場秩序を著しく乱した。

3 ところで、被告の就業規則には、次の規定が設けられている。

第五条第五項 職員は、公社の物品または財産を不当に棄却し、亡失し、き損し、 または使用してはならない。

同条第六項 職員は、局舎内において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラの配布その 他これに類する行為をしようとするときは、事前に別に定めるその局所の管理責任 者の許可を受けなければならない。

同条第八項 前各項のほか、職員は、局舎内において、風紀秩序を乱すような言動 をしてはならない。

第五九条 職員は、次の各号の一に該当する場合は、別に定めるところにより、懲戒されることがある。

(略)

(3) 上長の命令に服さないとき

(略)

- (18) 第五条の規定に違反したとき
- (19) 故意に業務の正常な運営を妨げ、もしくは妨げることをそそのかし、またはあおつたとき
- (20) その他著しく不都合な行為があつたとき

第六〇条 懲戒処分には、次の種類がある。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 減給
- (4) 戒告

第六一条 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

- 2 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事することができない。
- 3 停職者は、その停職期間中、第六五条に定める基本給の三分の一を支給されるほか、一切の給与を支給されない。
- 4 被告は、原告らの各非違行為は就業規則五条五項、同条六項、同条八項、五九条三号及び同条一八ないし二〇号に該当するとして、同六〇条及び六一条により、原告らに対して本件各停職処分を行つたものである。

原告らに対して本件各停職処分を行つたものである。 したがつて、被告のした本件各停職処分は正当なものであり、何ら違法なもので はないから、原告らの主張は失当である。

四 被告の主張に対する原告らの認否

- 1 被告の主張1のうち、昭和五〇年七月三一日に分会と被告との間で移転に伴う 労働条件などについて合意が成立したとの点は否認し、その余の事実は認める。 2 同2について
- (一) 同冒頭部分のうち、原告らが八月一八日に新線路庁舎への移転に対する抗

議行動を行つたことは認めるが、移転を実力で阻止しようとしたとの点は否認する。原告らは、「移転作業」自体を阻止しようとしたことは全くなく、あくまでも 坑議のための示威運動にとどまつていたものである。

(二) 同(一)のうち、原告 b が、本件抗議行動を指揮し、局舎裏門から構内に立ち入り、集会を指導し、座り込み、アジ演説、シユプレヒコールをしたこと及び 共通事務室内に立ち入つたことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。

(三) 同(二)のうち、原告 d が、局舎裏門から構内に立ち入り、さらに共通事務室内に立ち入つたことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。 (四) 同(三)のうち、原告 e が、本件抗議行動を指導し、局舎裏門から構内に

(四) 同(三)のうち、原告 e が、本件抗議行動を指導し、局舎裏門から構内に立ち入り、さらに共通事務室内に立ち入つたことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。

(五) 同(四)のうち、原告 a が、局舎裏門から構内に立ち入り、きわめて短時間抗議行動を指揮したことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。特に、原告 a は、局舎一階の職員玄関付近において、原告 b から、総括集会を開くための会場として近くの明治生命ホールを借りてくるよう指示され、他の原告らと別れて同ホールを借用に行つていたため三階の共通事務室には立ち入つていないのであつて、 a が再び局舎に帰つて来たときには、他の原告らは既に同事務室から局舎裏側の駐車場付近に引き上げて休憩していた。したがつて、原告 a に対する停職六か月という重い処分は、事実誤認に基づく違法、無効なものである。

(六) 同(五)のうち、原告 f が、局舎裏門から構内に立ち入り、抗議行動中、旗を持つていたこと及び共通事務室に立ち入つたことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。

(七) 同(六)のうち、原告cが、局舎裏門から構内に立ち入り、きわめて短時間ハンドマイクでシュプレヒコールの指揮をし、また、共通事務室に立ち入つたことは認めるが、その余の点は否認ないし争う。

3 同3は認める。

4 同4は争う。

五 原告らの反論

1 線路庁舎移転は、被告が説が、 一な当方舎移転は、被告が説が、 一な当たった。 一な当たった。 一な当れるのであり、 一などいうなどにもも連連する。 一などれるのであり、 一などれるのであり、 一などれるのであり、 一などれるのであり、 一などれるのであり、 一などれるのであり、 一などれるののであり、 一などれるののであり、 一などれるののでは、 一などれるののでは、 一ないのには、 一ないには、 であるには、 でいるには、 でいるには、 であるには、 でいるには、 でいる、

2 次に被告は、原告らに対する懲戒処分事由の一つとして、「再三の退去命令」に従わなかつたことが就業規則第五九条三号にいう「上長の命令に服さないとき」に該当するとしているが、右にいう「上長の命令」は、原告らと被告との間の個別的労働契約に基づく業務提供に関する業務命令に限るものと解されるところ、原告らは、本件当日いずれも有給休暇を取得していたから、上長の業務命令に従う義務はなく、したがつて、原告らが被告の退去命令に従わなかつたことをもつて右「上長の行きないとき」に当た歴とすることはできない。

仮に、被告がその有する施設管理権に基づいて本件退去命令を発したものであるとしても、被告は原告らの組合活動による施設利用に対してはこれを受忍すべき義務を負うものであるから、原告らは、被告の施設管理権に基づく退去命令に従う義務はなく、これに従わなかつたことをもつて非違行為と評価することはできない。 3 加えて、被告は、原告らが共通事務室に乱入して喧騒の状態に陥れて正常な業 務の遂行を妨害したとするのであるが、同事務室が喧騒の状態に陥つたことはなく、また、一時的に喧騒状態になつたとしても、それは、何ら実害が生じていないことはもとより、そもそも原告らの要求に誠意をもつて応ぜず、一方的に原告らを排除しようとした被告側に原因が存するのであつて、原告らの非違行為と評価するのは誤りである。

4 また、本件当日、原告 b は船橋分会の副分会長、同 c 及び同 d は分会執行委員、同 e は分会青年会議議長、同 a 及び同 f は同青年会議運営委員の各役職にある役職についていたのであつて、かかる組合の役職にあった原告らに対して対して狙い撃ち的になされたものである。それのみならず、組織幹部がその権限と義務とに基づいて行う行動は、機関の活動として対してる組織自身の行為と評価すべきものであるから、個々の幹部が個人として表現負任を問われるべき法律上の根拠はない。本件各停職処分は、被告の意にそれない組合幹部に対する懲戒であり、不当労働行為性の強い違法なものである。 5 右の諸点を措くとしても、原告らの本件抗議行動は何ら具体的な業務上の支障を生じさせたことはなく、きわめて軽微なものであつたにもかかわらず、本件懲戒

る 石の商品を指くとしても、原告らの本件抗議行動は何ら具体的な業務上の支障を生じさせたことはなく、きわめて軽微なものであつたにもかかわらず、本件懲戒処分は、原告 b が停職一〇か月、その余の原告等が停職六か月というもので、非違行為とされるものに比べてみても著しく重い処分であり、処分権限を濫用してされたものであるから、無効である。

六 原告らの反論に対する被告の認否

原告らの反論1のうち、船橋分会が原告らの主張するいわゆる「三点要求」をしたこと、同2のうち、就業規則五九条三号が原告ら主張の内容であること、同4のうち、原告らが原告ら主張のとおり組合の役職にあつたこと、同5のうち、原告らに対する本件各停職処分の内容が原告ら主張の内容であること、の各事実は認め、その余は争う。

第三 証拠(省略)

理 由

一 原告らは、いずれも被告の船橋電報電話局に勤務する職員であるが、昭和五〇年八月一八日同局内で新線路庁舎への移転に反対するための行動を行い、被告から、その就業規則に基づき、それぞれ別紙記載の本件各停職処分(但し、原告 f の発令年月日を除く。)を受けたこと、被告の就業規則の内容が被告主張のとおりであること、及び、原告らはいずれも全電通船橋分会の組合員であつて、本件当時、原告 b が分会の副分会長、同 c 及び同 d が分会の執行委員、同 e が分会青年会議の原告 b が分会の副分会長、同 c 及び同 d が分会の執行委員、同 e が分会青年会議の源と認められる。

(一) 被告は、「日本電信電話公社法」に基づいて設立された法人であるが、その事業の遂行は、大別して、①電柱・電話ケーブルなどの建設・保守、電話器の架設・移転・修理及びマンホール内の点険などの局外作業を担当する線路関係部門と、②営業なの局内での業務関係部門とに分かれるものであるところ、線路関係部

門は、多種多様の局外作業を担当し機械作業や汚れる作業のほか雨の中での作業な ども少なくないので、浴室などの休憩設備が必要であるほか、右作業をスムーズに 行うため常時相当量の資材、工具及び工事用車両などを保有管理しなければなら ず、そのために相応の収納スペースが必要であり、加えて、電信電話拡充五か年計 画の実施に伴つて作業量も増大し、線路関係部門の諸施設の不備が目立つようにな つたため、被告は、各地において、作業環境の改善を図る一環として線路部門専用 の庁舎の建設を計画した。船橋局においては、昭和四八年頃から、①従前の「線路要員室」から食事休憩室、更衣室、訓練会議室、保健室を独立させるとともに、個人別に机・椅子を配備し、線路職員一人当たりのスペースを従前の三・〇平方メー トルから五・七平方メートルへと改善する、②装具室を独立させ、工具・雨具類等 の整理をし易いように改め、同時に洗濯機・乾燥機を新しくする、③倉庫を一元化 するとともに、作業班単位の格納スペースを設置する、④線路職員専用の浴室とし て「体洗室」を設置する、⑤車両置場スペースを拡大する、などの諸点の改善を目 的として線路庁舎の建設が検討され、当局は、全電通関東地方本部をはじめ船橋分会などと積極的に協議を重ねながら、線路庁舎の建設に着手し、昭和五〇年五月二十八日本線路庁舎が記載している。 七日に新線路庁舎が完成した。この新しい線路部門専用庁舎の完成にともなつて、 当局と分会との間で線路関係部門の新庁舎への移転問題が協議され、同年七月三-日の団体交渉において、船橋局側からg次長、」労務厚生課長らが、分会側からn 分会長、原告のb副分会長及びo書記長らが、それぞれ出席して、同年八月一八日 に新線路庁舎へ移転することについて双方で基本的な了解に達し、さらに八月八日 の団体交渉において、双方から、g次長、j課長、n分会長及びo書記長らが出席して、同月一八日の午前八時三〇分から移転作業を実施することや、新線路庁舎には食堂がないため本局食堂から弁当を運ぶことにすることなど移転に伴う労働条件及び福利厚生の細部の問題点について合意に達した。

原告らの右のような一連の行動に対して、船橋局のp局長ら幹部は、原告らが同月一八日の移転作業を実力で阻止しようとするのではないかとの懸念を抱き、局長を本部長として約五〇名の管理職員らによる対策本部を設置し、併せて、船橋警察署長宛に当日の警備への協力を要請するなどして、不測の事態が生じることのないよう対応策をとることとした。

(三) 新線路庁舎への移転作業の行われた同月一八日の午前七時一○分頃、原告ら六名(当日はいずれも有給休暇を取得していた。)を含む約二○名の者が、白いヘルメツトをかぶり、そのヘルメツトの上から赤はちまきを締め、タオルをマスクのようにして顔に覆面をし、胸に「ラインマン移行阻止」「合理化粉砕」などと書

同日午前九時五〇分頃、局舎内に立ち入るに先立ち、原告 b は、同 a に対して、後で総括集会を開くために近くの明治生命ホールを借りてくるよう指示し、同 a は、その場からデモ隊を離脱して明治生命ホールに向つた。

・ 午前一一時三五分頃、原告らは、再び中庭でジグザグデモを行い、同時五五分頃、構内中庭の線路要員室入口付近に整列して「インターナショナル」を大声で斉唱し、ハンドマイクの音頭にあわせて「ラインマン阻止」「合理化反対」のシュプレヒコールをくり返して叫んだ後、船橋局裏門から退去した。この間、新線路庁舎への移転作業は、事前の計画に従つて進められたが、午前七時一〇分頃から同一一時五五分頃までの約四時間四五分にわたつて、総計約五〇名の管理者らがデモ隊の制止や対応におわれたほか、中庭及び共通事務室周辺の喧騒によつて船橋局の正常

な業務の運営が著しく妨げられた。

なお、右の原告らの行動は、後に組合内部でも統制違反として問題となった。(四) 被告は、原告らの右行為は被告の就業規則五九条三号「上長の命令に服きないとき」、同条一八号「第五条の規定に違反したとき」、同条一九号「故意に違反したとき」、同条一九号「故意に違反したとき」、同条一九号「故意とは妨げることをそそのかしまたはあおったとき」に該当するとして、本件をは、一個ではない。」とのおりをした。なお、被告の就業規則五条五項には、「職員は、公社の物品とは財産を不当に棄却し、亡失し、き損し、または利用に供してはならない。」との規定、同条六項には、「職員は、局所内において、演説、集会、貼紙、掲示、の配布その他これに類する行為をしようとするときは、事前に別に定めるそので理責任者の許可を受けなければならない。」との規定、また、同条八項には、「前各項のほか、職員は、局所内において、風紀秩序を乱すような言動をしてはならない。」との規定がある。

2 右認定したところによれば、原告らは、新線路庁舎への移転に反対の立場から、事前に、移転当日に阻止行動を行うことを計画し、移転当日の早朝から昼頃にかけて、管理者らの制止を無視して、約四〇名の集団で組織的に被告の船橋電報電話局の正常な業務の運営を妨げたものであり、このような原告らの行為が被告の就業規則に照らして懲戒処分の対象となる行為であることは明らかである。原告らは、被告の就業規則五九条三号の「上長の命令に服さないとき」にいう

「上長の命令」は原告らと被告との間の個別的労働契約に基づく業務提供に関する 業務命令に限ると解されるところ、原告らは、本件当日いずれも有給休暇を取得していたから、上長の業務命令に従う義務はなく、したがつて、原告らが被告の退去命令に従わなかつたことをもつて右「上長の命令に服さないとき」に当たるとする ことはできないと主張するが、被告の右就業規則にいう「上長の命令」を個別的労 働契約に基づく業務提供に関する業務命令に限定して解釈しなければならない理由 はなく、被告の施設管理権に基づく退去命令も右の「上長の命令」に含まれるとい うべきものであるところ、証人g及び同」の各証言によれば、本件退去命令は被告 の有する施設管理権に基づく退去命令としてされたものであることが認められるのであり、また、原告らが有給休暇中であるからといつて、このような施設管理権に基づく退去命令に従う義務がないことができないということは明らかであるから、原告らの右主張は採用することができない。なお、原告らは、被告は原告らの組合の方式を表現することができない。 活動による施設利用に対してはこれを受忍すべき義務を負うから、原告らは被告の 施設管理権に基づく退去命令に従う義務はないと主張するが、労働組合による企業 の物的施設の利用は、本来、使用者との団体交渉等による合意に基づいて行われる べきものであつて、利用の必要性が大きいことのゆえに、労働組合又はその組合員 において企業の物的施設を組合活動のために利用しうる権限を取得し、使用者において労働組合又はその組合員の組合活動のためにする企業の物的施設の利用を受忍 しなければならない義務を負うとすべき理由はないというべきである(最高裁昭和四九年(オ)第一一八八号同五四年一〇月三〇日第三小法廷判決・民集三三巻六号 六四七頁参照)から、原告らの右主張は理由がない。原告らは、また、一時的に喧騒状態が生じても実害が発生していないから正常な業務の運営を妨げたことになら ないと主張するが、右認定のとおり、約四時間四五分間にわたつて喧騒・混乱状態 が生じているのであるから、被告の正常な業務の運営はこれを妨げられたものといわざるを得ないのであつて、原告らの右主張は採用しえないところである。さらに、原告らは、原告らめ行為は正当な組合活動であると主張するが、これまでに認 定判示した原告らの行為の目的・態様・結果などに照らせば、原告らの行為が正当 な組合活動の範囲を逸脱していることは明らかであるので、右主張は到底肯認する ことができない。また、右認定の原告ら各人の役割・行為などに照らして、本件各 処分が単なる幹部責任としてなされたものでないことも明らかであつて、これらの 点を前提とする原告らの不当労働行為の主張も採用することができない。

次に、原告らは、本件各停職処分が懲戒権の濫用であると主張するので、この点について判断すると、懲戒事由がある場合に、懲戒権者が懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかは、その判断が、懲戒事由に該当すると認められる行為の性質、態様等のほか、当該被懲戒者の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の者及び社会に与える影響等、広範な事情を総合してされるべきものである以上、平素から事情に通暁し、部下の指揮監督の衝にあたる懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきであり、懲戒権者が右の裁量権を行使してした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁

量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないというべきである。したがつて、裁判所が右の処分の適否を審査するにあたつては、懲戒権者と同一の立場に立つて懲戒処分をすべきであつたかどうか又はいかなる処分を選択すべきであつたかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである(最高裁昭和四七年(行ツ)第五二号同五二年一二月二〇日第三小法廷判決・民集三一巻七号一一〇一頁参照)。

本件についてこれをみると、まず原告aを除くその余の原告らについては、同原告らが分会執行部内では少数派にとどまり、その意思を民主的なルーのもとで実現することが困難であつたところから、実力をもつてその意思の達頃り、移転作業の当日に集団で組織的に実力を行使して前七時一〇陥の路局を混乱に配って、の年前一一時五五分頃まで約四時間四五分にわたり船局を混乱に配っての正常な業務の運営を妨げたものであり、その際、原告りは、本件阻止行動の立業に至る全過程において終始リーダーとしてこれを指導において、本体行動においても、それぞれ中心的メルバーとは、神田においても、それぞれ中心的がは、同日のとに関してものような原告らの行為の目的・態様及び結果等をして判にあると、他代であるのような原告らに対して停職一〇か月、同日の名懲戒処分をしたことはできない。この点に関するに関するに表して、かりの名懲戒処分をしたことはできない。この点に関する原告らの主張は理由がない。

しかしながら、原告 a については、前記認定のとおり、同人は共通事務室及びその周辺に立ち入つてはいないのであるから、同人に対する処分はその重要な点について事実の基礎を欠くものというべく、同人が他の原告らとともに本件阻止行動の立案に参画していたことなどの点を考慮しても、それのみでは、停職六か月の処分は行為との具体的権衡を失し、社会観念上著しく妥当を欠くものというべきであるから、同人に対する本件懲戒処分は無効なものといわざるを得ない。 三 以上のとおりであつて、原告らの本訴請求のうち、原告 a の請求は理由があるから、これを認容し、その余の原告らの請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 宍戸達徳 杉本正樹 須藤典明) 別紙目録(省略)